

STOP山火事!

林野火災や 原野火災を防ぎましょう

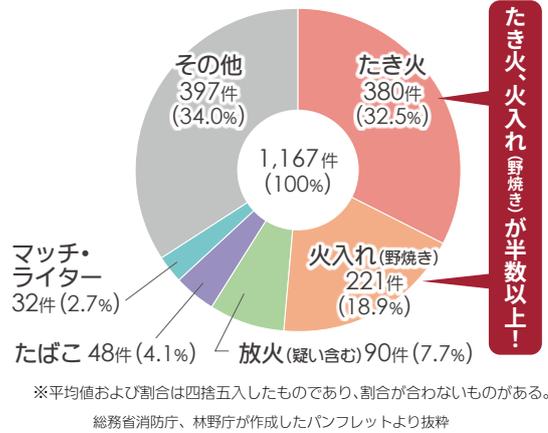
たばこのポイ捨て、**「絶対しない・させない」**
野焼きは、

4月・5月は林野火災などが多発する時期です。野焼きなどでのゴミ焼き行為は法律で禁止されていますので、絶対におやめください。

林野・原野火災を起こさないために

- ▷ 枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では火を使用しないようにしましょう
- ▷ バーベキューなど、火の取扱いには十分注意しましょう
- ▷ 残火を確実に始末しましょう

林野火災出火原因(令和2年～6年の平均)



たき火、火入れ、野焼きが半数以上!

問 農林課林務班 (☎ 55-8569)

『林野火災注意報』・『林野火災警報』の運用が始まりました

⚠️ 『林野火災警報』が発令されると、屋外で火の取扱いはできなくなります ⚠️

林野火災の予防上、注意を必要とする気象条件となった場合に『林野火災注意報』が発令され、さらに気象状況が悪化し、危険な気象条件となった場合には『林野火災警報』が発令されます。

林野火災注意報

- 発令基準
- 次のいずれかの条件を満たす場合
 - ①前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合
 - ②前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されている場合

屋外での火の使用は控えましょう

林野火災注意報の発令基準に加え、**強風注意報**が発表されている場合

林野火災警報

- 発令された際は
- ・防災行政無線
 - ・湯沢市テレビ回覧板
 - ・湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページ
 - ・消防車による巡回広報
- などで周知します

湯沢雄勝広域市町村圏組合火災予防条例第29条の規定により
屋外での火の使用はできなくなります

林野火災は人命や森林資源に甚大な被害を及ぼします。火の取扱いには年間を通じて注意を払い、発生防止に努めましょう。

林野火災注意報・林野火災警報発令時における屋外での火の使用制限例



※違反すると30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。

詳細は、市ホームページまたは湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページをご覧ください

市ホームページ



湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページ



問 総務課総合防災室 (☎ 55-8250)、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 (☎ 73-3152)